

# 各種制度について

## 「両立を支援」する

## 出産・育児との

### ～ Information ～

#### ■ 研究支援員制度

妊娠・出産、育児、介護等ライフイベントにより研究時間を十分に確保できない研究者を対象として、研究支援員を配置する事で研究者のキャリアの形成及び継続を支援する「研究支援員制度」を実施しています。



- 【概要】 研究支援員はパートタイム職員(学生の場合はアルバイト職員)として雇用  
※研究者一人当たりの研究支援員配置時間の上限は週19時間
- 【対象者】 教員(特命教員・特任教員を含む)及び研究員(プロジェクト研究員)
- 【利用期間】 研究者1名につき上限3年間  
※ダイバーシティキャンパス推進室にて研究困難度が高いと判断した場合はこれに限りません。
- 【申請期間】 毎年2月初旬に申請を受付、翌年度の利用者を決定  
※年度途中で事情が生じた場合は個別にご相談ください

#### ■ ダイバーシティキャンパス推進室

##### 「DVD & 書籍の貸出し」

女性活躍推進、育児や介護との両立に関するもの、性的マイノリティに関する書籍やハラスメント、産休、育休、性的マイノリティに関するDVDの貸し出しを行っています。また室内で視聴することもできますのでご利用ください。



##### 「休憩室 & 相談室」

ダイバーシティキャンパス推進室では、鳥取キャンパスにあるダイバーシティキャンパス推進室内に「休憩室 & 相談室」を設置しています。



- 【休憩室】 勤務中の体調不良や妊娠・産後等で気分がすぐれない方。搾乳時等。※発熱等ある場合には利用できません
- 【相談室】 研究活動や仕事と、育児や介護などライフイベントと両立する上での不安や悩み。女子学生の就職に関する相談。性自認・性的指向など性的マイノリティに関する相談。
- 【利用対象】 教職員・学生のみなさま
- 【利用時間】 月曜日～金曜日(平日)9時～16時※室員が不在時は利用できません
- 【その他】 相談を希望される方は事前に推進室のHPより。またはメールでご連絡下さい。



湖山キャンパス  
地域学部棟4F  
(正門入ってまっすぐ)

#### < 相談窓口 >



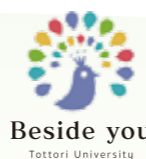
#### 休業、休暇に関すること

人事課人事総務係、職員係、各学部庶務係など



#### 出産育児、ワークライフバランスに関すること

ワークライフバランス支援センター  
ダイバーシティキャンパス推進室



Tottori University Office for Campus Diversity

### 鳥取大学ダイバーシティキャンパス推進室

〒680-8550 鳥取県鳥取市湖山町南4丁目101番地 TEL:0857-31-5769(内線:2166)  
MAIL:diversity@ml.adm.tottori-u.ac.jp HP:https://www.tottori-u.ac.jp/5683.htm

**鳥取大学**では、出産・育児、介護による教職員の離職を防ぎ、男女ともに仕事との両立ができるように

「鳥取大学職員の育児休業等に関する規程」  
「鳥取大学職員の介護休業等に関する規程」  
が定められています。

本リーフレットでは、**出産・育児期において取得できる休暇や職務専念義務の免除と勤務制限**について、**妊娠期、出産、産後8週間～1年後、3年後、小学校就学前のどの時期にどの制度を利用できるのか年表と、制度の内容、利用可能時期、利用可能職員、給与の有無などを一覧にまとめています。**

また、**介護時において取得できる休暇と勤務制限**について、**制度の内容を一覧にまとめています。**

#### ■ 介護に係る休暇、勤務制限等 ■

休暇等の種類	内容
■ 介護休業	通算186日(対象1家族につき3回まで) ※①
■ 介護部分休業	1日4時間以内(始業時又は終業時) 1日につき1時間又は2時間を単位として、始業時間の繰り下げ、または終業時間の繰り上げができる。 ※②
■ 介護時間	始業時間から連続し、又は終業時間まで連続した2時間の範囲において1時間単位で休業ができる。 ※③
■ 介護休暇	5日(要介護者が2人以上の場合は10日)
■ 介護のための超過勤務及び休日勤務の免除	超過勤務、休日勤務を命じない。 ※④
■ 介護のための深夜勤務の免除	深夜勤務を命じない。 ※④

※① 大学からの給与は支給されませんが、雇用保険より介護休業給付金(93日まで)の支給があります。  
※② 介護休業と通算して186日以内。(介護部分休業だけの場合は186日以内)  
※③ 対象家族1人あたり、連続する1年の期間内。  
※④ 超過勤務、休日勤務、深夜勤務の免除を希望する場合は、請求しなければなりません。

■ 出産・育児に係る休暇・職務専念義務免除、出産・育児に係る勤務制限等 ■

	時期	休暇等の種類	内容	常勤職員			有期契約職員			
				女性	男性	給与	女性	男性	給与	
女性対象	①妊娠満23週まで ②妊娠満24週～35週 ③妊娠満36週～出産 ④産後1年	母子健康法に規定による保健指導、または健康診査受診のための職務遂行免除	①4週に1回 ②2週に1回 ③1週に1回 ④1年に1回	○	×	有給	○	×	有給	
	妊娠中	通勤の混雑緩和のための職務専念義務免除	1日1時間を超えない範囲(始業時または終業時)	○	×	有給	○	×	有給	
	出産前6週	休息、補食のための職務専念義務の免除	適宜	○	×	有給	○	×	有給	
	出産後8週	産前休暇	出産予定日の6週間前(多胎妊娠は14週間前)	○	×	有給	○	×	※1	
	出産後8週	産後休暇	出産日翌日から8週間※医師が認めた場合、6週間で早期復帰可	○	×	有給	○	×	※1	
	妊娠中及び産後1年未満	妊産婦である職員の超過勤務及び深夜勤務の制限	超過勤務、休日勤務、深夜勤務(午後10時から翌日の午前5時まで)の勤務を命じない。※4	○	×		○	×		
		危険有害業務の就業制限	重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務、その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務の禁止。	○	×		○	×		
男性対象	出産に係る入院の日から 産後2週間	出産時における配偶者の休暇(付き添い等)	2日間	×	○	有給	×	×	-	
	出産予定日の6週間前から 産後8週間	子の養育のための休暇	5日間	×	○	有給	×	×	-	
	産後8週間	出生時育児休業※1	2回までの分割、計4週間	×	○	※1	×	○	※1	
全員対象	1歳の誕生日の前日まで	保育休暇(授乳や託児所への送迎等)	1日2回、各30分	○	○	有給	○	○	無給	
	3歳未満	育児のための超過勤務及び休日勤務の免除	超過勤務、休日勤務を命じない。※2	○	○		○	○		
	3歳の誕生日の前日まで	育児休業※1	2回までの分割※男性は出生時育児休業と併用可	○	○	無給	※5	※5	無給	
	小学校就学前	看護休暇(子どものケガ、発熱、健康診断、予防接種等)	5日※子どもが2人以上の場合は10日	○	○	有給	○	○	無給	
	小学校就学前	育児のための超過勤務及び休日勤務の制限	1月24時間、1年150時間を超える超過勤務及び休日勤務を命じない。※2	○	○		○	○		
	小学校就学前	育児のための深夜勤務の免除	深夜勤務を命じない。※2	○	○		○	○		
	小学校就学前	育児のための繰り上げ・繰り下げ勤務(米子地区を除く)	休憩時間を45分とし、始業時間の15分繰り下げ又は終業時間の15分繰り上げを行うことができる。	○	○		×	×		
	小学校就学前	育児時間※3	1日2時間以内30分単位(始業時または終業時)	○	○	無給	※6	※6	無給	
	小学校就学前	育児短時間勤務※3	・所定勤務時間が1週間38時間45分、1日7時間45分の職員 ア:1週間5回19時間35分勤務(1日3時間55分勤務) イ:1週間5回24時間35分勤務(1日4時間55分勤務) ウ:1週間3回23時間15分勤務(1日7時間45分勤務) エ:1週間3回19時間25分勤務(1日7時間45分勤務を2日と1日3時間55分勤務を1日)	○	○	※4				
			・1ヵ月単位、4週間単位の変形勤務時間制が適用される職員 ア:1週間5回19時間35分勤務(1回3時間55分勤務) イ:1週間5回24時間35分勤務(1回4時間55分勤務) ウ:1週間3回23時間15分勤務(1回7時間45分勤務) エ:1週間3回19時間25分勤務(7時間45分勤務を2回と3時間55分勤務を1回) オ:1週間2回23時間15分勤務(15時間30分勤務を1回と7時間45分勤務を1回)※看護職員のみ							
・1年単位の変形勤務時間制が適用される職員 1週間19時間25分、19時間35分、23時間15分 24時間35分かつ、毎週4週間につき、 1週間42時間以下の勤務										
		・フレックスタイム制が適用される職員 4週間毎の期間につき、1週間19時間25分、 19時間35分、23時間15分、24時間35分 (1日午前7時間～午後10時の間に2時間以上勤務)								



< よくある質問 >

- Q 育児休業は出産した教職員しか休業できませんか?**  
**A** 育児休業は、出産した教職員だけでなく、1歳に満たない子を養育していれば休業できます。
- Q 祖父母ですが、育児休業できますか?**  
**A** 法律上、親子関係(特別養子縁組の試験的養育期間、養子縁組里親に委託されている)が無ければ、休業できません。
- Q 育児休業はいつまでに手続きが必要ですか?**  
**A** 育児休業は、育児休業開始予定日の前日から起算して1月前の日までに届け出が必要です。出生時育児休業は、出生時育児休業開始予定日の前日から起算して2週間前の日までに届け出が必要です。
- Q 育児休業は1回しか休業できませんか?**  
**A** 育児休業は、2回に分けて休業することができます。出生時育児休業を取得した場合でも、育児休業は2回休業することができます。
- Q 育児休業中の給与はもらえますか?**  
**A** 育児休業中は、出生時育児休業中も含めて給与は支給されません。(産前産後休暇中は常勤職員は有給休暇として給与は支給されます。)産後休暇の翌日から原則子が1歳になる前日までは、育児休業給付金※が支給されます。  
 ※育児休業給付金が支給される目安は次の通りです。(土日等休日も支給対象)  
 ●～180日目まで 月額賃金×67% ●181日～終了日まで 月額賃金×50%
- Q 育児休業中は給与が出ませんが、社会保険料はどうなりますか?**  
**A** 育児休業期間により、免除になる場合があります。
- Q 育児休業中に就労した場合、給付金はもらえますか?**  
**A** 原則として、育児休業中に就労することはできません。やむを得ず就労する場合は、事前に大学との合意が必要となります。なお、合意の上で就労した場合、就労した時間に応じて、給与が支給されます。就労すると、就労した時間に応じて、大学から給与が支給されます。支給額が月額賃金の13%(30%)以下の場合は減額されませんが、13%(30%)を超えると給付金は減額されます。給与の支給単位期間(1ヵ月)ごとに、就労日数が10日以下(10日を超える場合は80時間以下)でなければ、育児休業給付金は支給されません。

※1 無給。大学からの給与は支給されませんが、共済組合より出産手当金(出産前6週～産後8週)、雇用保険より育児休業給付金(原則1歳まで)の支給があります。  
 ※2 超過勤務、休日勤務、深夜勤務の免除を希望する場合は、請求しなければなりません。 ※3 育児休業(出生時育児休業)と育児短時間勤務、育児時間は併用して利用することはできません。  
 ※4 育児短時間勤務による過当たりの勤務時間を規定する勤務時間で除した数を乗じます。 ※5 1歳2ヵ月となる前日まで ※6 1日の勤務時間が6時間を超える日に限る。